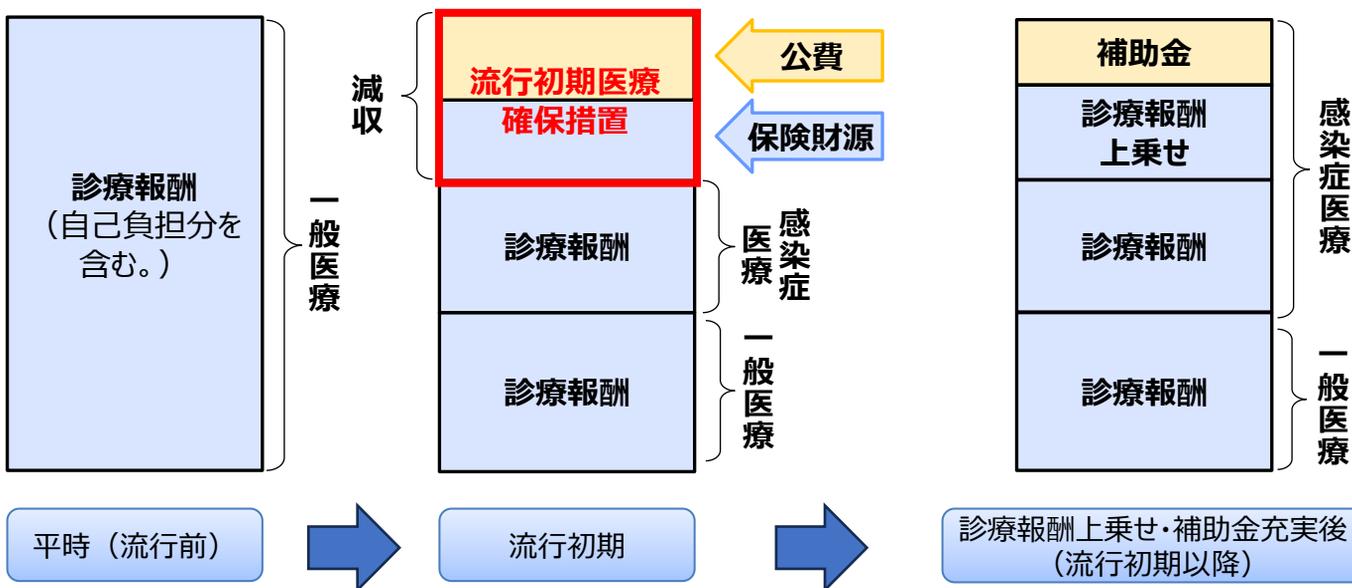


流行初期医療確保措置について

流行初期医療確保措置とは

補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されていない流行初期において病床確保または発熱外来を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関のうち、下記の基準を満たす場合（病床数または発熱外来対応人数について下記の基準を満たす内容の協定を締結した場合に限る）に、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置。



流行初期医療確保措置の基準

- 新型インフルエンザ等感染症等の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間に、以下の基準を満たす医療措置を講じたと認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合に、その差額を支払う。
- 感染初期から地域の新型インフルエンザ等感染症等にかかる医療提供体制を機動的に立ち上げるため、全額公費で医療機関全体の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、**地域住民の入院受入れまたは診療を行うことを前提とする（かかりつけ患者に限って対応する場合は、流行初期医療確保措置の対象とならない）。**

病床確保

- 措置の実施に係る県知事の要請があった日から起算して、原則**7日以内**に実施
- 措置を講ずるために確保する病床が**10床以上**
- 後方支援に係る医療措置協定を締結した医療機関との連携その他病床確保にかかる体制を確保

発熱外来

- 措置の実施に係る県知事の要請があった日から起算して、原則**7日以内**に実施
- **1日あたり15人以上**の疑い患者等を診療